

概要版

五條市老人保健福祉計画及び 第9期五條市介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



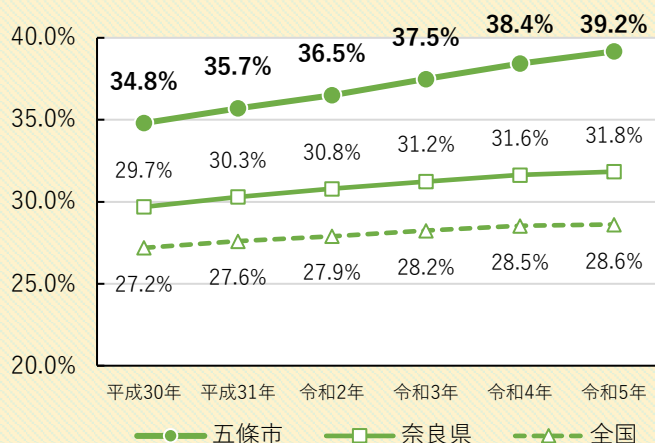
令和6年3月

五條市

▶ 計画策定の趣旨

- 少子高齢化が進む我が国においては、高齢化の進行に伴う福祉への需要がますます高まる一方、需要に対応するための人手の不足といったミスマッチが顕在化し始めているなか、福祉制度の持続可能性を確保し、超高齢社会に対応した社会のあり方が求められています。
- また、福祉分野全般においては「地域共生社会」の実現が求められており、本市においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しているところです。
- このたび、「五條市老人保健福祉計画及び第8期五條市介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）」が最終年度を迎えるにあたり、引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

■ 高齢化率の推移（五條市・県・国の比較）

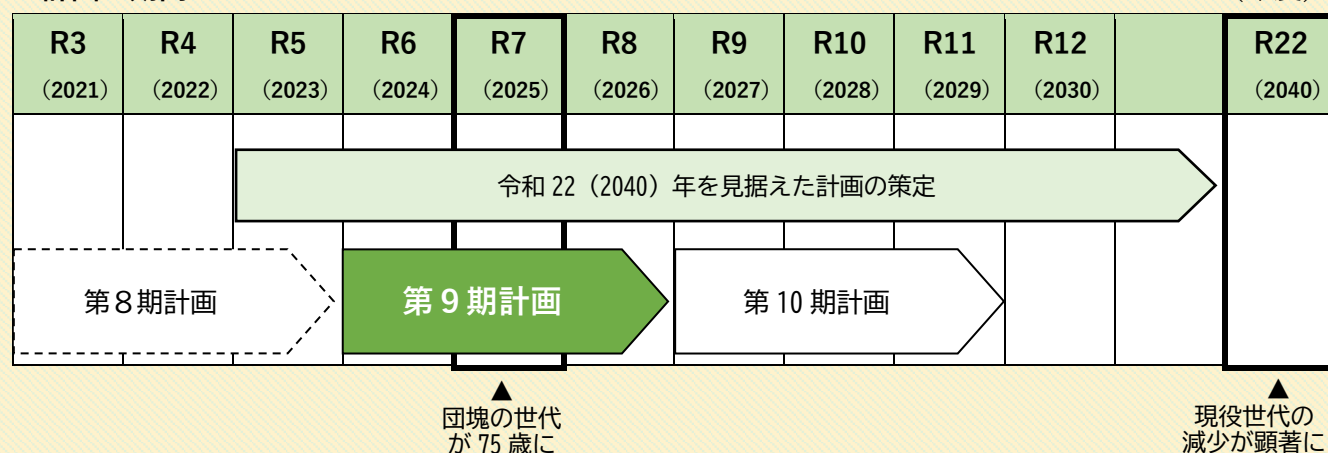


▶ 計画の位置づけと期間

- 本計画は、老人保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定したものです。
- 本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した最上位計画である「五條市ビジョン」や高齢者支援の基本的な方向性を示した、「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」、障害福祉、子育て支援、健康、医療等の本市の関連計画との整合・調和を保ち策定するものです。
- 計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、中長期的な視点として、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

■ 計画の期間

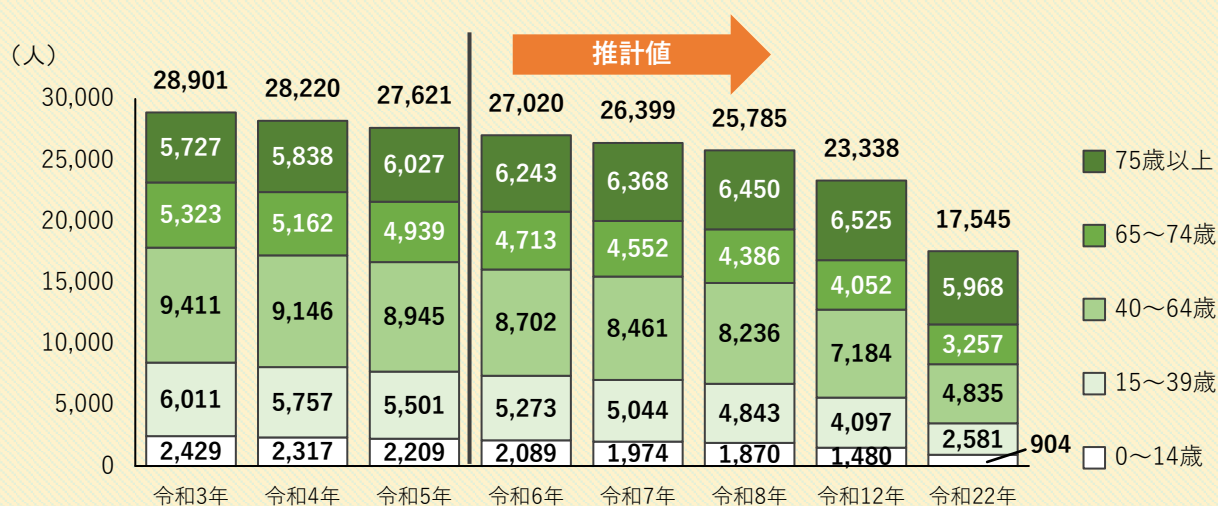
（年度）



▶ 現状と今後の予測

- 本市の高齢化率（65 歳以上人口の割合）は国・県を上回る水準で推移しており、県下（郡部を除く）では宇陀市、御所市に次いで高齢化率が高くなっています。
- 総人口は減少が続く予想です。65 歳以上が該当する高齢者人口も減少傾向にありますが、要支援・要介護認定率が高くなり始める 75 歳以上人口のピークは令和 12 年頃に迎える予測となっています。一方で、15～64 歳で構成される生産年齢人口は継続して減少が進む予測となっており、介護保険を支える人材の不足が懸念されます。

■人口の推移と推計（住民基本台帳（各年 9 月末時点）、推計値はコーホート変化率法で算出）



▶ 地域包括ケアの体制整備

本市においては、今後さらに少子高齢化が進む一方で、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。地域のつながりの希薄化や支える側の人手が不足する中、各サービス・支援等の一体的な提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進し、可能な限り住み慣れた五條市で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた取り組みを進めることが求められています。

▶ 計画の全体目標

「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」で掲げた本市が目指す姿を共有し、地域包括ケアシステムの構築を通して以下の全体目標の実現を目指します。

**住み慣れた地域で
自分らしく暮らし続けられるまち**

1. 安心・安全

● 目指す姿

安心・安全な暮らしを続けられるよう、本人や家族の希望に応じて医療・介護が適切に提供され、生活基盤である交通ネットワーク・住まいが充実している。



● 第8期計画の総括

- 第8期計画期間は、感染症対策に配慮しながら地域ケア会議を開催し、圏域の現状把握や市の取組の紹介、課題解決に向けた方策の検討など、各圏域での地域包括ケアシステムの深化を進めてきました。
- 全国よりも早く高齢化が進行する本市においては認知症対策も重要となっていますが、関係機関や協力団体、地域住民との連携による見守り体制の強化を進め、市全体で認知症の人を見守る体制づくりも進めてきたところです。

● 第9期計画の取り組み内容

施策分野	具体的な施策・事業
(1) 地域包括支援センターの運営体制の強化	
(2) 相談支援の充実	①相談体制の充実 ②介護予防ケアマネジメントの推進 ③包括的・継続的ケアマネジメントの推進
(3) 地域ケア会議の推進	①圏域別地域ケア会議の充実 ②個別地域ケア会議の実施
(4) 高齢者の人権の尊重	①権利擁護と虐待の防止 ②成年後見制度の利用支援
(5) 認知症対策の推進	①認知症初期集中支援推進事業 ②認知症地域支援・ケア向上事業 ③認知症サポーター等の養成 ④認知症の予防 ⑤「あんしん・見守り」に向けた事業の実施
(6) 医療と介護の連携の強化	
(7) 福祉のまちづくりの推進	①高齢者が安心できるまちづくり ②高齢者の住まいの整備 ③公共交通網の整備
(8) 危機的な状況に備えた支援、対策の強化	

2. つながり・支え合い

●目指す姿

人と人とのつながりや地縁団体等との協働、地域資源の活用によって、互いに支え合うことのできる地域になっている。



●第8期計画の総括

- 第8期計画期間は、大塔圏域に第2層協議体を設置したほか、緊急通報装置の設置促進やごみ収集・配食サービスの実施など、地域に寄り添いながらふだんの暮らしを支える支援を実施してきました。特に、南北に面積の広い本市においては、地域特性も大きく異なる圏域を複数有していることより、地域の実情に応じたサポートを提供できる体制の維持は今後も必要な取り組みとなります。
- 買い物支援事業（移動販売事業）や地域ケア会議等での現状把握および情報共有を進めるとともに、地域住民の協力の下でのアプローチなど、誰一人取り残さない支援体制の強化が重要となっています。

●第9期計画の取り組み内容

施策分野	具体的な施策・事業
（1）生活支援サービスの体制整備	
（2）生活支援事業の推進	①軽度生活援助事業 ②訪問理美容サービス事業 ③日常生活用具給付事業 ④高齢者見守り支援ネットワーク事業 ⑤ふれあい収集事業 ⑥救急医療情報キット配布事業 ⑦「食」の自立支援事業 ⑧生活管理指導短期宿泊事業 ⑨買い物支援事業（移動販売事業）
（3）家族介護の支援	①介護教室 ②家族介護用品の支給
（4）地域福祉活動の推進	①社会福祉協議会活動 ②民生委員・児童委員活動 ③民間団体・ボランティア等の活動

3. 生きがい・役割

●目指す姿

仕事や趣味、地域活動、ボランティア活動等を通して生きがいや役割を持ち、地域や社会と関わりを持っている。



●第8期計画の総括

- 第8期計画期間は、シルバー人材センターの活動普及に取り組んだほか、感染症対策を行ったうえでの高齢者スポーツ大会の開催、老人クラブの活動支援など、高齢者の生きがいづくりの機会提供を進めてきました。新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が大きく制限されましたが、令和3年度以降は、十分な感染症対策のもとで様々な機会提供を進めてきたところです。
- 本市は現在高齢者人口も減少が進んでおり、自治会やシルバー人材センター、老人クラブなど、高齢者の生きがいづくりの場であり、地域での支え合いの一端を担う組織の参加者数の減少が見られます。生きがいづくりを通じた介護予防だけでなく、地域活動の活力維持という視点からも、各種団体の維持や自主活動に向けた支援は継続して行っていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、地域活動も復調していくことが見込まれていることから、高齢者の自分らしい暮らしを支える地域活動の機会の創出も継続して行っていく必要があります。

●第9期計画の取り組み内容

施策分野	具体的な施策・事業
(1) 就労機会の充実	①シルバー人材センター事業
(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進	①高齢者講座・高齢者自主サークル ②高齢者スポーツ大会・生きがい・健康づくり
(3) 地域交流の推進	①老人クラブ活動

4. 健康

● 目指す姿

自らの健康に関心を持ち、健康状態・生活機能を維持・改善できるよう積極的に健康づくり・介護予防に取り組むとともに、地域の中に健康づくり・介護予防に資する仕組みができている。



● 第8期計画の総括

- 第8期計画期間は、一人暮らし高齢者宅への訪問による孤立・孤独対策の実施のほか、各種検診の継続実施、地域と連携した健康づくりなど、高齢者の心身の健康増進に関する取り組みを進めてきました。
- 身体機能の維持を目的とした介護予防は一定の成果を挙げている途上であり、引き続き、だれにとっても参加しやすい健康づくりの機会を提供していき、介護予防・重度化防止の取組を進めていくことが求められます。

● 第9期計画の取り組み内容

施策分野	具体的な施策・事業
(1) 健康増進	①食習慣の改善による年齢に応じた適正体重の維持 ②身体活動量の増加と運動習慣の定着 ③中高年層における骨粗鬆症患者の減少 ④睡眠不足の解消とストレス軽減に関する普及啓発の促進 ⑤こころの健康に関する相談支援体制の整備 ⑥飲酒習慣者の飲酒量の減少 ⑦喫煙と健康に関する普及啓発の促進 ⑧歯周病対策の推進・歯科検診の受診率向上 ⑨各種健（検）診等の受診率向上 ⑩生活習慣の改善に向けた意識啓発
(2) 介護予防の普及・啓発	①運動教室 ②中山間部住民への介護予防情報の発信
(3) 地域介護予防活動の支援	①地域づくり型介護予防事業 ②介護予防サポーターの育成・支援 ③ふれあい活動推進チーム事業
(4) 介護予防・生活支援サービス事業の実施	

▶ 介護保険料について

介護保険事業に必要な費用は公費と介護保険料でまかなわれます。本計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は23%となっています。この第1号被保険者の負担分を、本計画期間中の本市の第1号被保険者の人数で負担することになります。

$$\begin{array}{c}
 \text{第9期計画の} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合（23.0\%）}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{五條市における} \\ \text{介護給付費} \\ \text{準備基金取崩額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{第1号被保険者} \\ \text{保険料基準額} \\ \text{79,200円／年}
 \end{array}$$

第1号被保険者の人数
 （令和6年度～令和8年度 将来人口推計）

■所得段階別保険料

保険料段階	対象者	負担割合	保険料
第1段階	生活保護及び老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税、もしくは世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.30	23,760円 (月額 1,980円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額 ×0.45	35,640円 (月額 2,970円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.70	55,440円 (月額 4,620円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	71,280円 (月額 5,940円)
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階に該当しない	基準額 ×1.00	79,200円 (月額 6,600円)
第6段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	95,040円 (月額 7,920円)
第7段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が120万円～210万円未満	基準額 ×1.30	102,960円 (月額 8,580円)
第8段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が210万円～320万円未満	基準額 ×1.50	118,800円 (月額 9,900円)
第9段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が320万円～400万円未満	基準額 ×1.60	126,720円 (月額 10,560円)
第10段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が400万円～600万円未満	基準額 ×1.75	138,600円 (月額 11,550円)
第11段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が600万円～800万円未満	基準額 ×1.80	142,560円 (月額 11,880円)
第12段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が800万円～1,000万円未満	基準額 ×2.00	158,400円 (月額 13,200円)
第13段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額が1,000万円超	基準額 ×2.10	166,320円 (月額 13,860円)

五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画 概要版（令和6年3月）

編集・発行：五條市あんしん福祉部 介護福祉課
 電話：0747-22-4001（代表） F A X：0747-25-0294